

東京都家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業補助金交付要綱（令和5年度下半期）

（制定）令和5年12月22日付5環改保第947号

（改正）令和6年1月31日付5環改保第1178号

（目的）

第1条 この要綱は、東京都家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業実施要綱（令和5年度下半期）（令和5年12月13日付5環改保第946号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、東京都内（以下「都内」という。）におけるLPガスの小売価格の上昇等を踏まえ、都内のLPガス利用者の負担を軽減するため、LPガス使用料金の値引き支援を実施した販売事業者に対し、予算の範囲内において、東京都（以下「都」という。）が家庭等に対するLPガス価格高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱で使用する用語は、実施要綱で使用する用語の例による。

（補助対象事業者等）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、実施要綱第3に定める者とする。

2 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、実施要綱第5に定める経費及び額とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（別記第1号様式又は第2号様式。以下「交付申請書」という。）その他別表第1に掲げる書類を、知事へ提出するものとする。

2 申請者は、知事が必要と認める場合にあつては、知事が別に定める様式により、交付申請を期間ごとに分割して行うことができる。

3 前2項の交付申請書の提出期限は、令和6年9月末日までの間において知事が別に定める日とする。

（補助金の交付決定及び通知）

第5条 知事は、前条第1項及び第2項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査により審査を開始し、その内容を適当と認めるときは、前条第1項及び第2項の交付申請書を受理した順に都の予算の範囲内で補助金の交付を決定す

るものとする。

- 2 知事は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第3号様式又は第4号様式）により、補助金の交付決定額その他必要な事項を申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により、理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

（申請の撤回）

- 第6条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象事業者をいう。以下同じ。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を撤回することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を撤回しようとするときは、前条第2項の通知を受領した日から14日以内に、申請を撤回する旨を補助金交付申請撤回届出書（別記第6号様式）により知事に提出しなければならない。

（調査等）

- 第7条 知事は、補助事業（補助対象経費に関し、第5条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた事業をいう。以下同じ。）の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関する報告を求め、又は販売事業者に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所への立入り、物件の調査及び関係者への質問を求められたときは、これに応じなければならない。

（補助事業の承継）

- 第8条 補助事業者の地位の承継（譲渡、相続、法人の合併又は分割等に限る。）が行われた場合において、補助事業者の地位を承継した者（以下「承継人」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継人は、補助事業承継承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請を受けた場合は、承継人が当該補助事業を継続して実施することの承認又は不承認を決定し、補助事業承継（承認・不承認）通知書（別記第8号様式）により、承継人へ通知する。

（補助事業の変更等の承認申請）

- 第9条 補助事業者は、第5条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後、次の各号に該当する場合は、あらかじめ、補助事業（変更、中止・廃止）承認申請書（別記第9号様式）を知事へ提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- 一 経費の配分その他補助事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 値引き支援の対象となる者が増加することにより、助成金交付決定額を上回るおそれがあるとき。
- 三 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助事業の変更等の承認及び通知)

第10条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、これを承認し、補助事業（変更、中止・廃止）承認通知書（別記第10号様式）により、前条の申請をした補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の場合において、補助金の交付決定額の変更を伴うときは、都の予算の範囲内で当該変更を決定し、補助金変更交付決定通知書（別記第11号様式）により、前条の申請をした補助事業者へ通知するものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第11条 補助事業者は、個人事業主にあつては氏名、住所等、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等（以下これらを「事業者情報」という。）を変更した場合は、速やかに事業者情報の変更届出書（別記第12号様式）を提出しなければならない。

(事故報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を事故報告書（別記第13号様式）により報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助事業者にその処理について適切な指示をするものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関し報告を求め、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反していると認めるときは、当該補助事業を遂行すべきことを命じ、更にこの命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができるものとする。

(実績報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、実績報告書（別記第2号様式又は第14号様式）その他の別表第2に掲げる書類等を、知事へ提出するものとする。

- 2 前項の規定による報告は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに行わなければならない。
- 3 第1項の規定による報告について、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない

理由として知事が認める場合にあっては、知事が認める期間までに行うものとする。

- 4 知事は必要に応じて、補助事業者に対し、補助事業の成果に関する報告を求めることができるものとする。
- 5 知事は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認める場合には、補助事業者に対し、期限を定めてこれに適合させるための措置を命ずることができるものとする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（別記第4号様式又は第15号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第15条 補助金は、前条による補助金の額の確定後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる補助対象経費については、概算払によることができる。
- 2 補助事業者は、第1項の規定に基づく概算払を受けた場合は、前条による補助金の確定額の通知を受けたあと、速やかに概算払精算書（別記第16号様式）を知事に提出するものとする。
 - 3 補助金の交付の期限は、原則として令和6年9月末までとする。

(交付決定の取消し等)

- 第16条 知事は、補助金の交付決定後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
- 一 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - 二 補助金を他の用途に使用したとき。
 - 三 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
 - 四 予定の期間内に補助事業に着手せず、又は完了しないとき。
 - 五 液化石油ガス販売事業者でなくなったとき。
 - 六 暴力団又は暴力団員等に該当するに至ったとき（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員が暴力団員等に該当するに至ったときを含む。）
 - 七 その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件、その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額を確定し、又は支払を行った後においても適用があるものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により取消しをした場合は、当該補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書（別記第17号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条

- 1 知事は、前条第 1 項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金の支払をしているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を知事から命じられた場合は、補助金の受領日から納付日までの期間に応じて、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合（年当たりの場合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。）で計算した額を、違約加算金（百円未満の場合を除く。）として併せて納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事が定めた期日までに返還に係る補助金を納付しなかった場合は、その遅滞した日数に応じて、前項に準じて計算した延滞金を納付しなければならない。
- 4 補助事業者が、前項の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。
- 5 補助事業者は、この補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しなかった場合において、同種の事業について交付する補助金があるときは、未納付額の限度においてその補助金の交付を一時停止し、又はその補助金と未納付額とを相殺するものとする。
- 6 前条及び前 5 項の規定にかかわらず、知事は、天災地変その他の事情の変更により特別の必要が生じたと認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(財産処分の制限)

- 第 18 条 補助事業者は、補助対象事務により取得し、又は効用を増加した次に掲げる財産（以下「取得財産」という。）については、補助対象事務の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 一 東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）第 24 条第 1 号から第 4 号までに掲げる財産
 - 二 取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品その他の財産
- 2 補助事業者は、あらかじめ知事の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。

- 3 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分承認の申請を行わなければならない。
- 4 知事は、第3項の規定による承認をしようとするときは、前項の申請を受けた後、速やかに財産処分の承認について、補助事業者へ通知するものとする。
- 5 取得財産を知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、補助事業者は、その収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受けた金額を、その収入の金額が補助を受けた金額を下回るときは当該収入の全額を都に納付するものとする。ただし、第2項ただし書の規定により処分する場合は、この限りでない。

(帳簿の保存)

第19条 補助事業者は、第13条第1項の実績報告を行うに当たって、その証拠となる書類を整理し、当該報告に係る日の属する都の会計年度の終了の日から5年間保存するものとする。

(別記様式における押印の取扱い)

第20条 申請者及び補助事業者は、本要綱に基づき知事へ提出する別記様式において、その真正性を証する記載を行い、知事による本人確認を受けた場合には、当該様式における押印を省略することができる。

- 2 前項に掲げる真正性を証する記載及び真正性の確認は、令和2年12月28日付2会管会第497号による東京都会計管理局長通知2(2)及び(3)によるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、東京都補助金等交付規則、東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年12月11日付37財主調発第20号)及び知事が別に定めるところによる。

附 則 (令和5年12月22日付5環改保第947号)

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則 (令和6年1月31日付5環改保第1178号)

この要綱は、令和6年1月31日から施行し、令和6年1月18日に遡及して適用する。

別表第 1

提出書類	注意点
交付申請書（第 1 号様式） 又は 交付申請書兼実績報告書（第 2 号様式）	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。
誓約書	
システム改修等経費に係る 見積書（写し）※ ¹	システム改修等経費に係る見積り。 見積りを行った事業者の社印を要する。
印鑑証明書（原本）	発行日から 3 か月以内のものに限る。
口座振替依頼書※ ²	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。
返信用封筒	長形 3 号程度（郵券の貼付は不要） 郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

※¹ 交付申請書兼実績報告書（第 2 号様式）を用いる場合は不要

※² 概算払を希望しない場合は不要

別表第 2

提出書類	注意点
交付申請書兼実績報告書（第 2 号様式） 又は 実績報告書（第 14 号様式）	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。
実績額整理表及び値引き実施世帯等一覧表	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。 後日、都が無作為に選出した家庭・事業所等（10 件程度）について、値引きの事実が確認できる書類の確認を実施する。
システム改修等経費の金額が確認できる書類（領収書等）の写し	交付申請時の見積書と同等の記載内容であること。
口座振替依頼書※	様式は環境局ホームページからダウンロードすること。
返信用封筒	長形 3 号程度（郵券の貼付は不要） 郵便番号、住所及び氏名を記載すること。

※ 交付申請時に提出した場合は不要